

## 第 2 2 号議案

品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和 7 年  
品川区条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、  
同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 1 条の見出しおよび同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等  
通園支援事業所」に改める。

第 1 4 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事  
業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 7 条第 6 号中「乳児および幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「な  
らびに」を「その他の」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に  
改める。

第 2 1 条第 2 号中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成 2  
4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項または第 2 9 条第 1 項の確認において定め

る利用定員をいう。)」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。